# [事案 21-48]手術給付金請求

- ・平成21年8月25日 裁定申立受理
- · 平成 22 年 3 月 23 日 裁定終了

## <事案の概要>

手術を受け手術給付金を請求したが、適用された手術の倍率が低く、支払われた給付金が少ないので、差額の手術給付金を支払って欲しいと申立てがあったもの。

#### < 申立人の主張 >

平成21年1月に膀胱癌治療の目的で「経尿道的膀胱腫瘍切除術」の手術を受けた。そこで、 入院特約(平成14年契約)にもとづいて手術給付金を請求したところ、約款特約条項(入院特 約)別表「手術給付倍率表」の「手術番号82その他の悪性新生物(給付倍率30倍)」に該当す るとして、手術給付金15万円の支払いを受けた。

しかし、今回の「経尿道的膀胱腫瘍切除術」は、悪性新生物罹患後に初めて受ける手術で、 悪性腫瘍を切除するのが目的の手術であり腫瘍は摘出されているのだから「根治術」と理解しているので、「手術番号 80 悪性新生物(給付倍率 50 倍)」に該当する手術である。手術給付金は 25 万円が正当であり、差額 10 万円を追加して支払って欲しい。

#### <保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 約款に規定する「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物(癌および肉腫等)の原発巣に対して、その周辺の組織とともに広範囲に切除・摘除・摘出・剔出あるいはリンパ節郭清を合わせ行われるといった手術とし、その手術により再発防止までが客観的な確実性をもってもたらされる根治的手術に適用するものであり、「膀胱癌」では根治的膀胱全摘除術のように、腫瘍をその周辺の組織とともに広範囲に切除し、関係するリンパ節も切除する手術に適用されるものである。
- (2) 申立人が請求された「経尿道的膀胱腫瘍切除術」は、尿道口から専用の内視鏡を膀胱まで挿入し、膀胱内に発生した腫瘍を電気切除機器で取り除くものであって、膀胱周辺組織を広範囲に切除等行ったものではない。また、多発性の癌や「経尿道的膀胱腫瘍切除術」後の残存癌、膀胱内再発の可能性が高い癌などの場合に行われる「膀胱内注入療法(BCG注入)」が手術後になされていることからも、「根治手術」には当たらないと認められるため、手術給付金15万円の根拠として「手術番号82.その他の悪性新生物手術」(給付倍率30倍)を適用した当社の判断は正当である。

### <裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1)申立人が施術を受けた「経尿道的膀胱腫瘍切除術」とは、内視鏡を用いて尿道経由で膀胱内の腫瘍を切除する術式であるが、本件では、多発性腫瘍で多くの癌切除が行なわれ、浅筋層まで切除されている。しかしながら、この手術が一申立人が主張するように一手術番号80「悪性新生物根治術」に当たると見ることは困難である。
- (2) 医学的には一般に、「悪性新生物根治術」とは、膀胱癌について言えば、開腹による膀胱の全摘、骨盤内のリンパ節郭清、さらに男性では前立腺なども摘出するような手術を意味すると理解されている。約款の解釈に当たっても、これと別な意味に解さなければならない理由は見出せない。そうすると、膀胱内の腫瘍だけを摘出した「経尿道的膀胱腫瘍切除術」は手術番号 80「悪性新生物根治術」には該当しないと言わざるを

# 得ない。

したがって、申立人が受けた上記「経尿道的膀胱腫瘍切除術」は手術番号 82「その他の悪性新生物手術」(給付倍率 30 倍) に該当することになる。